

もったいない！

ゴミの中にも「資源」が

減っています

「燃えるゴミ」

4月1日から佐伯市全域で家庭から出される「燃えるゴミ」の指定ゴミ袋による収集が開始されました。

旧佐伯市区域の「燃えるゴミ」の収集量を前年と比較すると、4月～5月の2か月間で約3

● 燃えるゴミの収集量 ●

平成16年4・5月	約2,173トン
平成17年4・5月	約1,798トン

75トン(約17.3パーセント)減っています。この量は、収集車約134台分、「エコセンター番匠」の約3.5日分の焼却に当たります。

エコセンターに集められたゴミは分別ごとに処理されます。その大半は焼却され、焼却後残った灰は無害化処理されて最終処分場に運ばれます。

ゴミを減らすことは、処理施設や最終処分場の延命につながり、ゴミを処理する経費を減らすことにもなります。

ゴミも

「資源」になります

昨年度の「エコセンター番匠」で焼却されたゴミの種類を調査したところ、約40パーセントが紙類・布類、約10パーセントが生ゴミでした。

「燃えるゴミ」としてエコセンターに運ばれた紙類・布類は、焼却処分されますが、正しく

分別すれば、次のように「資源」として生まれ変わります。

新聞・チラシ→新聞紙、週刊誌、コミック紙、チラシ、ダンボール、トイレットペーパーの芯

ダンボール→ダンボール、トイレットペーパーの芯、靴箱、洗剤箱、菓子箱など

※上質なパルプで作られている牛乳パックはコピー用紙や上質紙に生まれ変わります。

紙類の分別にご協力を
資源ゴミとして出す場合、紙類は大きく3種類に分けられます。

①新聞・チラシ：新聞紙、折込チラシ、広告

②ダンボール：ただし、発泡スチロールのついたものや表面をコーティングしたものは「燃えるゴミ」になります。

③雑誌類：新聞・チラシ、ダンボール以外の紙類。
例：雑誌、書籍、単行本、辞典、辞書、絵本、ノート、カタログ、菓子箱、包装紙、ハガキ、封筒、コピー用紙、厚紙、牛乳パックなど

資源ゴミ(紙類)の出し方

前述の①～③ごとに分けて、それぞれをひもで十字に束ねて集積所に出してください(雨の日にはぬれないように透明、半透明の袋に入れて出してください)。

※紙類で「資源ゴミ」とならないものもあります。これらは「燃えるゴミ」として出してください。

例：窓付き封筒、ビニールコート紙、写真、油紙、銀紙、ノーカーボン紙、ファックス用紙、感熱紙など

※窓付き封筒などは、ビニール部分を切り取れば「資源ゴミ」(雑誌類)になります。

布類も生まれ変わります

綿100パーセントでできた衣類、タオル等(ただし、デニム素材を除く)は、ウエス(工場の機械類の油ふきなどに使われる雑巾)として再利用されます。

資源ゴミ(布類)の出し方

ひもで束ねて集積所に出してください。ボタン、ファスナーはそのままで構いません。

※その他の衣類等は「燃えるゴミ」になります。
例：羊毛・麻・化繊など綿製以外の衣類、中綿入りの衣類、スポンジ、ビニール、革製品、座布団、帽子、カーテンなど

生ゴミの水切りにご協力を

水分が多いと悪臭の原因になるほか、焼却の際に多くの熱量が必要になります。ゴミとして出す前に、水分を切ってください。

電気式生ゴミ処理機 購入に補助金を交付

佐伯市は、生ゴミを減量する目的で、電気式生ゴミ処理機を購入する世帯に購入費の一部を補助しています。

◇対象者：市内の販売店で、電気式生ゴミ処理機を購入しようとする世帯。

◇補助金額：1世帯につき購入金額の3分の1以内で上限1万円。

◇申請方法：購入前に、申請書にカタログ等購入機種が分かるものを添えて提出してください。

◇申請問い合わせ：清掃課(東浜1-38 エコセンター番匠内、☎03984) または各振興局市民生活室生活環境係

※申請書は、清掃課、各振興局生活環境係にあります。